



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

令和7年度 税制改正の概要

令和6年12月
復興庁

令和7年度税制改正の概要（復興庁関係部分）

令和6年12月

復興庁

1. 福島関係

農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の**延長**

2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の**延長**

3. その他

- （1）住宅ローン減税の被災者向け措置に係る所要の措置
- （2）帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の廃止

(※ の省庁が主管省庁)

1. 福島関係

農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の**延長**

<農林水産省・復興庁>

【地方税】不動産取得税

農業者が農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律）に基づき農用地区域内にある土地を取得した場合^(※)、不動産取得税の課税標準（取得した土地の価格）の3分の1相当額を控除する特例措置について、適用期限を**令和9年3月31日まで2年間延長**。

※ 福島復興再生特別措置法に基づく取得も含む。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の**延長**

<金融庁・復興庁・内閣府・経済産業省>

【国税】所得税【地方税】個人住民税

東日本大震災事業者再生支援機構が支援する事業再生において、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画^(※)」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合、みなし譲渡益を非課税とする特例措置について、適用期限を**令和10年3月31日まで3年間延長**。

※ 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての（中小企業活性化協議会、東日本大震災事業者再生支援機構等の）準則に則り作成された計画をいう。

3. その他

(1) 住宅ローン減税の被災者向け措置に係る所要の措置

<国土交通省・復興庁・こども家庭庁・環境省>

【国税】所得税【地方税】個人住民税

住宅ローン減税の被災者向け措置のうち、**子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置**について、**令和7年も引き続き実施する**。

※ 令和7年1月1日以後は、警戒区域設定指示等の対象区域（震災特例法第11条の7第3項）内に従前住宅が所在していた場合に限る。

・ **借入限度額：5,000万円（子育て特例対象個人が認定住宅等の新築等をした場合に限る。）**

※ 子育て特例対象個人：年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者

認定住宅等：認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅

認定住宅等の新築等：認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得

・ **床面積要件：合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡以上**

(2) 帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の廃止

<復興庁>

【国税】所得税、法人税、登録免許税

【地方税】個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税

避難解除区域等^(※)内において、帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合又はその管理を委託した場合、帰還・移住等環境整備推進法人等の登録免許税等を軽減する特例措置について、**令和7年3月31日をもって廃止**。

※ 避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域